

議案第 75 号

市川市市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市市民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市市民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

市川市市民プールの設置及び管理に関する条例（昭和 57 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 11 条とし、第 6 条から第 8 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（開場期間）

第 6 条 市民プールの開場期間は、7 月第 3 月曜日の前々日から 9 月第 1 日曜日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用時間）

第 7 条 市民プールの使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

市民プールの運営の効率化を図るため、開場期間及び使用時間について見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。